

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 日本型直接支払グループ 011-231-4111 (内線27-856,862)	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 (内線4491/4349)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600 (内線3540)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161 (内線3563)	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271 (内線2658)	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161 (内線2569/2567)	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511 (内線2671)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111 (内線4772)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031 (内線83342)	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
(電話) 03-3502-8111 (内線5618)

多面的機能支払交付金

平成30年度 改正のポイント



平成30年4月

農林水産省

小規模集落の支援のための加算措置が始まります

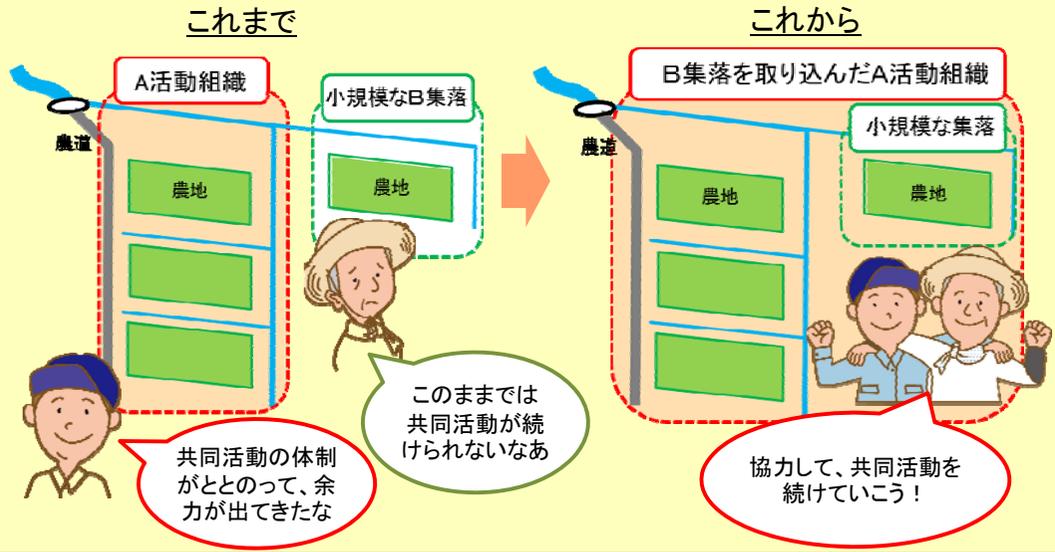
改正内容

既存活動組織が小規模集落を取り込み、集落間で連携して保全管理を行う場合、新たに取込んだ農用地面積に応じて加算します。

効果

保全管理が困難な小規模集落において、共同活動に取り組みやすくなります。

小規模集落支援のイメージ



加算措置の交付単価

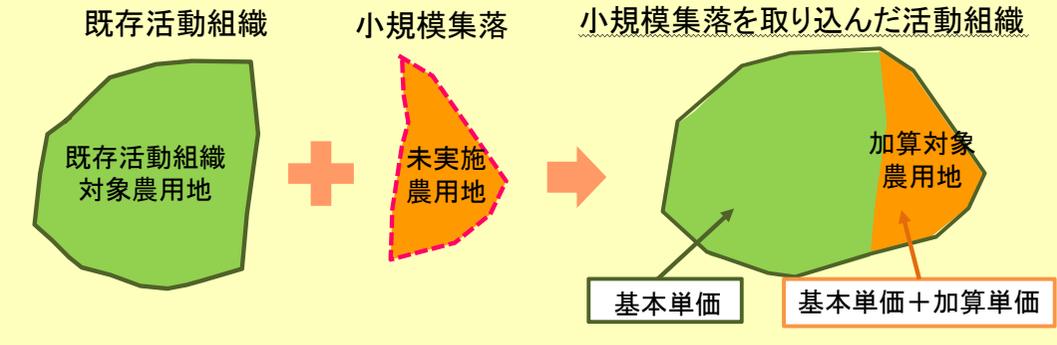
新たに取り込む小規模集落が保全管理する区域内の農用地面積に応じて、以下の加算単価によって加算します。

農地維持支払の加算単価 (円/10a)

	都府県	北海道
田	1,000	700
畑	600	300
草地	80	40

なお、加算額は上限があります。
 ○ 1小規模集落あたりの加算上限額 20万円
 ○ 活動組織あたりの合計加算上限額 40万円

加算のイメージ



加算措置の適用を受ける条件

既存活動組織

多面的機能支払の活動を実施している活動組織及び広域活動組織

※前年度に活動期間が終了し、本年度に事業計画の認定を受ける活動組織及び広域活動組織も適用されます。

既存活動組織は、小規模集落が保全管理する区域内の対象農用地を追加し、事業計画変更を行ってください。

小規模集落

以下の条件を満たす農業集落

- 総農家戸数が10戸以下
- これまでに、多面的機能支払(旧制度の農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払を含む)に取り組んだことがない

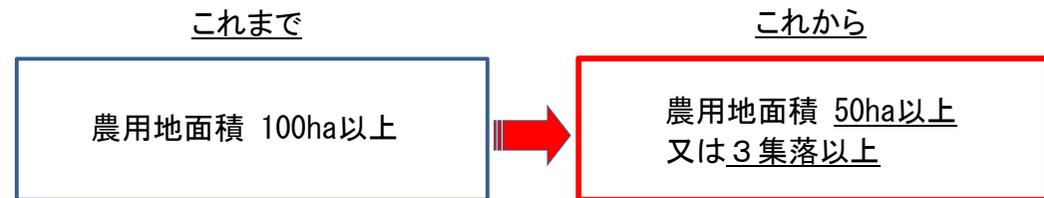
加算措置の適用期間

小規模集落支援の適用を開始した年度から、既存活動組織の活動期間の終了年度まで適用されます。

広域活動組織の設立要件が一部緩和されます

中山間地域等における広域活動組織の設立要件

中山間地域等条件が不利な地域において、広域化による体制強化を図りやすくするため、広域活動組織の設立要件を緩和します。



※上記は都府県に適用

※都府県によって、広域活動組織の設立要件が異なる場合があります。

詳しい条件は最寄りの市町村等にお問合せください。